情報公開制度の改正の方向性について

国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を、以下の方向で見直すことを検討すべきではないか。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)

「内閣府設置法」内閣府設置法 (平成11年法律第89号)

「総務省設置法」総務省設置法(平成11年法律第91号)

第 1 目的の改正(行政機関情報公開法第 1 条、独立行政法人等情報公開法第 1 条、 公文書管理法第 1 条関係)

法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を明示するべきではないか。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。

1 個人に関する情報(行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係)

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の 内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。

2 法人等に関する情報(行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報 公開法第5条第2号関係)

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意 に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報(行政機関情報公開法第5条第3号・第 4号関係)

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に 支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあ ると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それ らの「おそれがある情報」と改める。

4 審議・検討等に関する情報(行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人 等情報公開法第5条第3号関係)

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民 の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除す る。

5 部分開示(行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6 条第1項関係)

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするため、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係 《新設》)

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠 となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなく てはならないものとする。

- 2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求(行政機関情報公開法関係《新設》)
- (1) 行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不 開示決定の取消その他の必要な措置をとるように求めることができるものと する。
- 3 開示決定等の期限(行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報 公開法第10条第1項関係)

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないものとする。

4 開示決定等の期限の特例(行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報 公開法第11条関係)

開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法 人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日か ら60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものと する。

- 5 みなし規定(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》) 開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等を しないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書について不開示決 定をしたものとみなすことができるものとする。
- 6 手数料(行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係)

開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。

第4 審査会への諮問等に関する改正(行政機関情報公開法第18条、独立行政法人 等情報公開法第18条関係)

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護 審査会に対する諮問は、当該不服申立てのあった日から14日以内にしなければ ならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討 してはどうか。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ヴォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続(下記2)を創設するとともに、いわゆる「インカメラ審理」(下記3)を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》) 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟(以 下「情報公開訴訟」という。)は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、 原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるもの とする。 2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出(行政機関情報公開 法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》)

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができるものとする。

- 3 審理の特例(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》)
- (1)情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況 及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等に つき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることが できないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書・法人文書を 保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提 出を命ずることができるものとすること。この場合においては、何人も、裁判 所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができないもの とする。
- (2) 裁判所は、(1) の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を 聴かなければならないものとする。
- (3) 裁判所は、(1) の決定をしたときは、同項の行政機関の長・独立行政法人に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではないものとする。
- (4)(1)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

第6 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書 の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促 す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

- 3 政府周辺法人関係(独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係) 国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容 の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。ま た、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。
- 第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係) 行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。
- 第8 情報公開条例の扱い(行政機関情報公開法《新設》)

第5の1から3は、情報公開条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。)の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。